平塚市監査委員
 市 川 喜久江

 同
 城 田 孝 子

 同
 片 倉 章 博

 同
 金 子 修 一

続をするよう事務処理を行います。

監査の結果により講じた措置について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項及び平塚市監査基準(令和2年4月1日施行)の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 監查実施対象課 行政委員会等 農業委員会事務局
- 2 監査実施日令和5年1月27日
- 3 監査結果の公表日 令和5年2月22日(平塚市監査委員公表第3号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容	
財務に関する事務	財務に関する事務	
(指摘事項)		
(1) 収入事務において、窓口収入した	(1) 調定伝票は件数と納入金額を明記す	
証明書手数料の調定金額及び納入金	るように変更し複数人でチェックで	
額に誤りがあった。また、繰り越し	きるように改めるとともに、会計へ納	
た国庫支出金の調定手続がされてい	入の際にも窓口で金額と照合し再確	
なかった。	認します。	
平塚市財務規則等に則り事務処理	また、繰り越した国庫支出金の調定	
方法を再度確認し、今後の事務の執	がされていなかったことについては、	
行に当たり適正な措置を講じられた	今後は財務規則に則り適切に調定手	

- 1 監査実施対象課 まちづくり政策部 建築指導課
- 2 監査実施日令和5年1月27日

い。

- 3 監査結果の公表日令和5年2月22日(平塚市監査委員公表第3号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果 措置の内容 財務に関する事務 財務に関する事務 (指摘事項) (1)収入事務において、建築確認及び許 (1) 根拠の条文を確認し、担当内で情報 可申請等手数料の納入通知書に納期 共有を図り、直ちに納期限を明記する 限が設定されていないものが散見さ こととしました。また、記載状況につ いて複数人でチェックすることとし れた。 平塚市財務規則等に則り事務の方 ました。 法を再度確認し、今後の事務の執行に 当たり適正な措置を講じられたい。

- 監査実施対象課 学校教育部 子ども教育相談センター
- 2 監査実施日 令和5年1月27日
- 3 監査結果の公表日令和5年2月22日(平塚市監査委員公表第3号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務	財務に関する事務
(指摘事項)	
(1) 収入事務において、自動販売機の	(1) 自動販売機の設置に関し、許可条
設置に関し、許可条件に売上等報告	売上等報告書の提出期日を設定し、

1) 収入事務において、自動販売機の 設置に関し、許可条件に売上等報告 書の提出期日が設定されていないも のがあった。教育財産使用許可に伴 う許可条件への一部協議事項が、許 可条件ではなく決定通知書に記載さ れていた。また、納入通知書の納期 限に設定誤りがあった。

契約事務において、物品修繕の随意契約に適用条項の誤りがあった。

平塚市財務規則等に則り事務の方 法を再度確認し、今後の事務の執行 に当たり適正な措置を講じられた い。 1) 自動販売機の設置に関し、許可条件に 売上等報告書の提出期日を設定し、教育 財産使用許可に伴う許可条件への一部 協議事項についても、決定通知書ではな く許可条件に記載しました。また、納入 通知書の納期限の設定誤りについては、 平塚市財務規則等に則り事務の方法を 再度確認し、今後の事務の執行をしてま いります。

契約事務を行う際には、適用する条項 が適当であるか二重確認を行うなど適 正に事務を執行します。

- 監査実施対象課 社会教育部 美術館
- 2 監査実施日令和5年1月27日
- 3 監査結果の公表日令和5年2月22日(平塚市監査委員公表第3号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果 措置の内容

財務に関する事務

(指摘事項)

(1) 収入事務において、レストラン使用 の納入通知書に納期限の設定誤りが あった。

> 条例等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適 正な措置を講じられたい。

> 契約事務において、施設管理運営 委託料の随意契約に適用条項の誤り があった。

> 平塚市財務規則等に則り事務の方 法を再度確認し、今後の事務の執行 に当たり適正な措置を講じられた い。

財務に関する事務

(1) レストラン使用料の納期限については、財務規則第41条を根拠に「通知の日から2週間以内」と設定してきたものですが、同条には「法令、条例、規則その他別に定めがある場合のほか」という記載があり、美術館設置条例第10条第4項が「毎月15日までに納付しなければならない」となっているため、条例に基づく納期限に改めます。

契約時の適用条項の誤りは、入札不調のため随意契約となった際、適用条項として地方自治法施行令167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき」をシステム上で入力すべきところを、誤って他の号を入力したものです。ダブルチェック等による確認に努めます。